

鈴鹿市部活動ガイドライン

令和8年10月
鈴鹿市教育委員会

はじめに

部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われてきました。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、生徒個々のスポーツ・文化芸術活動へのニーズが多様化したこともあり、本市における令和7年度部活動加入率は約59.3%となっており、運動部においては単独ではチームを組めない部活動も出ています。加えて、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める状況もあり、これまでの指導体制を継続することは難しくなっています。

このように、部活動を取り巻く状況は大きく変化しており、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

平成30年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成31年1月中央教育審議会答申において、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが答申され、令和2年9月には、文部科学省から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域展開を図ることが示されました。

本市では、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されたことを受け、令和5年4月に「鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会（以下「協議会」）」を設置し、本市の部活動の方向性や休日の部活動の段階的な地域展開について協議を進めてきました。そして、協議会を経て、令和8年10月以降は休日の部活動を実施せず、本市の実情に即した地域展開として中学生の居場所づくりを目的に、「休日の中学生対象の活動」を開始することとしました。

これまで、本市においては平成28年3月に策定した「鈴鹿市運動部活動指針（平成31年3月改定）」に基づき適正な部活動運営を進めてきましたが、この度の休日の部活動地域展開の開始に伴い、「鈴鹿市部活動ガイドライン」として再改定し、令和8年10月1日から施行します。

なお、休日の部活動地域展開実施に続き、今後、平日における部活動の在り方についても、国・県の方針及び本市の実情を踏まえ検討を進めていきます。

市内各公立中学校においては、改定された本ガイドラインを踏まえ、創意工夫して指導に当たり、本市の部活動がより効果的に行われることを期待します。

令和8年10月

鈴鹿市教育委員会

目 次

Ⅰ 学校教育の一環としての部活動	Ⅰ
（１）部活動の意義	Ⅰ
（２）部活動の現状と課題	Ⅰ
① 生徒の健全な成長の視点から	
② 生徒にとって望ましい部活動の視点から	
（３）安全面への配慮	Ⅱ
Ⅱ 適切な部活動の運営の在り方	Ⅱ
（１）運営・指導に係る体制の構築	Ⅱ
（２）適切な活動計画の作成と共通理解	Ⅱ
（３）大会・コンクール等への参加	Ⅲ
（４）休養日・活動時間の設定	Ⅲ
① 休養日の設定	
② 活動時間の設定	
（５）適切な部活動指導に向けた研修	Ⅴ
（６）部活動指導の在り方の見直し	Ⅴ
① 部活動の運営	
② 地域人材の活用	
③ 合同チームの取組	
（７）暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶	Ⅵ
（８）安全管理と事故発生時の対応	Ⅵ
① 健康状態の把握	
② 個人の能力に応じた指導	
③ 特性を踏まえた合理的な指導	
④ 施設・設備等の安全点検と安全指導	
⑤ 指導時の指導者の立会い	
⑥ 天候等を考慮した指導	
⑦ 部活動時の生徒等の輸送に係わる交通安全対策	
⑧ 事故発生時の対応	

I 学校教育の一環としての部活動

部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものです。そのため、部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底することが必要です。

(1) 部活動の意義

部活動は、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味・関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さなどを学ぶことができる活動です。

部活動における教育的意義や効果を高めるため、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が必要です。

(2) 部活動の現状と課題

① 生徒の健全な成長の視点から

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動（休養日を設けない・長時間の練習等）や効果的でない活動は、生徒の心身に大きな負担を与えるとともに、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことにもつながります。

加えて、過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト（離脱）やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥ることもあります。

そのため、適度な活動に向けては、休養日や活動時間の設定に配慮することが大切です。また、生徒の発育発達には個人差が大きいため、指導者は「個に応じた指導」について配慮するとともに、部活動の指導ではメリハリをつけ、活動終了後は、できるだけ早く帰宅できるよう、帰宅指導を行うことも大切です。

なお、生徒の健全な成長には、家庭の役割も重要であることから、食事や休養（睡眠）等の基本的な生活習慣を身に付けることについて、家庭との連携が不可欠となります。

生徒の家庭生活を充実させるためには、部活動の運営や方針について、家庭と共通理解を図り、生徒の健全な成長を中心に据える活動が求められています。

② 生徒にとって望ましい部活動の視点から

少子化による生徒数・教員数の減少を背景に、部活動数が減少していることや、教員自身が活動経験のない部活動を指導するケースも見られることから、従前の体制では持続が困難な状況にあります。

急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実を図るため、校長は教員の専門性や校務分掌の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用を踏まえて顧問を適正に配置することなど、部活動の運営について、実態の把握・見直し等を図っていくことが求められています。

(3) 安全面への配慮

運動部活動では、保健体育科の授業よりも、活動の強度や量が増すことから、怪我等の発生や、場合によっては重篤なケースが起こることが考えられます。「活動しているのだから、怪我や事故は、ある程度起こっても仕方がない」ということではなく、安全な活動を継続するために学校全体において共通理解を図るとともに、手立てや救急体制の明確化等の整備を行い、怪我や事故の防止に努めていくことが必要です。

(参考) 三重県教育委員会作成「学校管理下における危機管理マニュアル」、独立行政法人日本スポーツ振興センター作成「なくそう！運動部活動の事故」

2 適切な部活動の運営の在り方

部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする必要があります。

また、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、「生徒の健全な成長」、「生徒にとって望ましい部活動」の視点から、学校では本ガイドラインに基づき、活動状況を再確認するとともに、必要に応じて見直すことが大切です。

(1) 運営・指導に係る体制の構築

校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮し、学校組織全体で部活動の運営や指導の方針を検討・作成するとともに、必要な場合は校長が適切な指示をすることや、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法について研究、情報共有を図ることが必要です。

- 部活動指導は、教員以外も積極的に参画できる業務であることから、必要に応じて部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと。
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。
- 教員を部活動顧問とする場合には、本人の抱える事情等を勘案したうえで、教員の負担が過度とならないよう十分に留意すること。
- 校長は、個々の教員の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施すること。

(2) 適切な活動計画の作成と共通理解

学校は、学校教育目標や本ガイドラインに基づき、部活動の意義を踏まえた部活動運営方針を作成し、各部活動の指導者をはじめ全教職員は、この方針で示された指導のねらい、指導上の留意点等について共通理解することが必要です。そのうえで、指導者の指導理念を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部活動の活動計画を立てることが必要です。

指導者は、活動方法の工夫等を行いながら、過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画・日々の活動計画を立てることで、生徒に活動の見通しを持たせながら、活動を展開させていきます。

また、運動部活動では、指導計画を立てるにあたって、大学や研究機関等での科学的な研究や、科学的根拠等から得られたスポーツ医・科学の視点を取り入れることも大切です。

部活動運営方針や各部活動の活動計画と活動実態（時間、内容等）を、適宜、振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうか検証し、必要に応じて見直すことが求められます。

【各部活動の活動計画作成にあたって】

- 学校教育目標及び「部活動運営方針」を基に計画する。
 - 生徒の発育・発達段階、運動能力、活動経験等を考慮する。
 - 練習と休養のバランスに配慮する。
 - 体育大会・文化祭などの学校行事に配慮する。
 - 放課後活動は、日没時刻等の安全面を考慮し、下校時刻を守る。
- ※ 校長は、各部活動の計画及びその活動について確認し、必要に応じて改善を図る。
- ※ 活動計画は、保護者等にも示し、理解を得ることが大切である。特に、校外での活動にあたっては、「いつ・どこで・どのような大会等」があるかを事前に早く知らせるとともに、参加方法等の詳細についても伝える必要がある。

（３）大会・コンクール等への参加

日常活動の成果を発揮する場として、大会・コンクール等に参加する場合、移行期において部活動と地域で活動する団体の両方が存在する状況であることから、校長は、生徒の公平・公正な参加機会を確保できるよう留意する必要があります。

部活動で参加することができる大会・コンクール等は、以下の通りとします。

- 運動部は、**中学校体育連盟が主催する大会**に参加することができます。
- 吹奏楽部は、**三重県吹奏楽連盟主催の三重県吹奏楽コンクール、中部日本吹奏楽コンクール三重県大会**に参加することができます。また、**三重県アンサンブルコンテスト地区大会、個人・重奏コンテストのいずれかにも**参加することができます。
- 文化部は、校長が参加を認めた、大会、コンクール、検定試験等に、**年間１～２回**参加することができます。

（４）休養日・活動時間の設定

① 休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためには、休養日を設定し、生徒の心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要です。特に、中学生の時期は、個人差もありますが、呼吸器や循環器系が発達する頃といわれます。このように発育・発達過程にある不安定な時期には、オーバーワークにならないよう配慮することが大切です。

過度な活動により、「部活動の練習等で疲れて、授業に集中できない」というようなことでは、学校教育の一環としての活動から外れたものになってしまいます。

指導者が生徒のことを考え、「上達させたい」や「大会で勝たせたい」と願い、生徒も「大会等で結果を残したい」という思いから人一倍練習しようとするところもありますが、生徒の健康や安全を最優先し、活動計画を立て、活動の見通しを持つことが必要です。

○ 平日のうち、1日は休養日を設定する。

○ **週休日及び休日は、部活動を実施しない。**

※ 各学校での休養日の設定については、「全ての部活動が一斉に設定する」「(活動場所の有効利用等を考慮し)部活動によって違う曜日に設定する」ことが考えられる。各学校の実情に合わせ、休養日を設定する。

※ 生徒の状況(疲労の様子等)によっては、休養日を複数日設定する。

② 活動時間の設定

活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過度な負担にならないようにするとともに、競技の特性やシーズンの有無も考慮しながら適切に設定することが大切です。活動時間を適切に設定することにより、生徒の家庭学習や睡眠時間の確保等につながられます。「長時間の活動」が好成績につながるとは限りません。指導者は、活動の質を高め、短時間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すことが大切です。

○ 平日は、2時間以内とする。

○ 長期休業期間は、3時間以内とする。

※ 始業前に活動する場合は、生徒・保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切である。

※ 放課後の活動時間については、日没時刻を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。

※ 活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・文化芸術活動に充てる時間をいう。なお、活動時間以外の時間も、できるだけ短時間に終えるようにする。

【活動時間を延長する必要がある場合】

○ やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得る。

(5) 適切な部活動指導に向けた研修

円滑な部活動の運営を目指す時、指導者による生徒への声掛けは大切なものとなります。そのため、指導者自身の経験則に頼るのではなく、その活動についての専門的な知識や最新の指導方法を身に付けることで、より自信を持って指導にあたることができるようになります。

指導書等から学ぶことも一つの方法ですが、技術指導のためだけではなく、生徒の健全な成長、望ましい部活動運営、生徒の安全確保等の指導者自身の指導力向上の観点からも、研修会に積極的に参加することが大切です。

(6) 部活動指導の在り方の見直し

① 部活動の運営

部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものです。その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数とする必要があります。

技術的な指導においては、生徒や日常の活動の実態等を十分に考慮しながら、状況によっては、専門性を有する指導者（外部指導者等）に指導の協力を依頼し、協力を得ることも効果的です。適切かつ効果的な指導により、生徒の活動への興味・関心を高めることは、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動を継続する力になります。

② 地域人材の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効です。

地域人材を活用することは、地域の教育力を活かすということであり、地域と協働した学校づくりにつながります。地域人材の活用にあたっては、部活動が学校管理下において行われる活動であることを踏まえ、外部の指導者に対し、事前に校長から部活動運営方針等を説明、十分に理解を得たうえで指導にあたってもらうことが必要です。

③ 合同チームの取組

少人数の部活動において合同チームを編成することは、生徒に大会参加の機会を与え、活動に継続して親しむことができる機会の確保にもつながります。

合同チームの編成を検討・実施するにあたっては、当該校の校長・指導者間において、移動手段等生徒引率に伴う安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を確認し、生徒や保護者の理解を得たうえで進める必要があります。

(7) 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶

部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要があります。

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。体罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせてその行為を目撃した生徒の心にも悪影響を及ぼします。

体罰は学校教育法でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。

なお、これらの行為については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間においても同様のことが行われないよう注意を払うことが必要です。

(8) 安全管理と事故発生時の対応

部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指導・監督体制が望まれます。

日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。そして、万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。

① 健康状態の把握

- 指導者は、部員が日ごろから自分の健康管理について関心を持つよう指導するとともに、部員が、自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝える体制等（伝えやすい環境づくり等）を整える。
- 指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させるなど、適切な対応をとる。
- 健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者、養護教諭、学級担任等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

② 個人の能力に応じた指導

- 生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、「易⇒難」等、段階的な指導を行う。
- 特に運動部では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい内容（技）や難度の高い技術の練習には、必ず指導者が付き添い、生徒に無理がかかる状況をつくらないなど、能力に応じた活動とする。

③ 特性を踏まえた合理的な指導

- 「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させる。
- 基本となる技能（柔道の受け身等）を大切に活動を実践することによって、事故を未然に防ぐ。
- 科学的な指導内容や方法を積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達の段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも必要である。

④ 施設・設備等の安全点検と安全指導

- 安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節、時間、自然災害等により劇的に変化する。指導者は、生徒の活動場所について重大な危険を見逃すことがないように、安全点検を継続的かつ計画的に行う必要がある。
- 指導者は、次のような観点で、その日の活動前に施設・設備及び器具・用具に不備がないか点検し、安全の確認を行うことが大切である。

【点検箇所と点検の観点】

- ・ 体育館
床板や壁面の破損状況、電源等の安全、体育施設・用具の破損の有無、取付け口や固定口の破損の有無等について確認する。
- ・ 体育倉庫
整理整頓に努めるとともに、常に施錠ができる状態になっているか確認する。
また、用器具等の保管状態や取扱い、生徒等の出入り状況等についても十分配慮する。
- ・ 運動場
地面の勾配、凹凸の状態、排水の状態等について点検し、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去を行う。
- ・ 固定施設・移動施設
鉄棒、砂場、バックネット等の固定施設については、破損の有無、設置状態、周囲の状態について確認する。サッカーゴール、ハンドボールゴール等の移動施設は、特に固定の状態、破損の有無を確認する。

⑤ 指導時の指導者の立会い

- 安全な実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。
- 指導者が活動場所に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携、協力したり、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導したりして、生徒の能力に応じた段階的な活動をするなど、安全に配慮することが大切である。
- 適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより指導者の不安をなくすことにもつながる。

⑥ 天候等を考慮した指導

あ 熱中症対策

- 活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。
- 熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。
- 活動現場の環境条件を把握する指標として暑さ指数（WBGT）が用いられており、暑さ指数を基準とする運動や各種行事の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能になる。
- 学校は、熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、暑さ指数の測定場所や測定のタイミング、指数の記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する必要がある。
- 部活動の指導者は、活動の前や活動中に暑さ指数を測定し危険度を把握するとともに、指数に応じた注意事項等を参考にすることで、より安全に部活動を行うことができる。例えば、運動部活動は、体育よりも運動強度が高いことや防具を着用する競技では薄着にならないこと等、よりきめ細かな配慮が必要である。

【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】

- ・ 活動場所の暑さ指数（WBGT）が 31以上 の場合
⇒ 「運動は中止する」
- ・ 活動場所の暑さ指数（WBGT）が 28以上31未満 の場合
⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」
- ・ 部活動における各種大会への参加
⇒ 「大会主催者の指示に従う」

い 荒天時の判断

- 雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努める。事前に、生徒（保護者）へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できるよう指導することも大切である。

【落雷の兆候やそれに係る対応】

- ・ 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する。
- ・ かすかでも雷鳴が聞こえる際には、落雷の危険がある。
- ・ 落雷の危険がある場合には、速やかに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する。
- ・ このほか、気象庁ウェブサイトにおいて、雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が提供されているので、こうした情報の活用も考えられる。

⑦ 部活動時の生徒の輸送に係わる交通安全対策

- 遠距離の会場における大会・コンクール等への参加を含め、校外で活動を行う際には、校長は、生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底すること。また、生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡をすること。
- 事業者に貸切バスによる運送を依頼する場合は、貸切バスによる運送の依頼であることを明確に伝え、国から事業の許可を受けた者と適切に契約すること。また、貸切バス等に教職員（部活動指導員、保護者等も含む）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を配置すること。
- 学校は、事故防止に関する対応方針や事故発生時等、緊急時における連絡体制、対応方法について、事前に保護者を含む関係者で共有すること。

（参考）

「部活動の遠征等における安全確保について（令和8年5月スポーツ庁）」及び「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月文部科学省、国土交通省）」

⑧ 事故発生時の対応

各学校作成の「学校危機管理マニュアル」及び、三重県教育委員会発行の「学校管理下における危機管理マニュアル」により、適切に対処する。

<参考文献>

- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～
令和7年12月 文部科学省
- 三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針
令和8年7月 三重県教育委員会

鈴鹿市運動部活動指針

平成 28 年 3 月 鈴鹿市運動部活動指針を策定

平成 31 年 3 月 鈴鹿市運動部活動指針を改定

- ・ 学習指導要領改訂に伴う変更
 - ＊ 学習指導要領については「改訂」の表記を使用
- ・ 休養日、練習時間の明記
- ・ 熱中症予防の取組 等

令和 2 年 3 月 鈴鹿市運動部活動指針を改定

- ・ 練習時間の変更

令和 8 年 10 月 鈴鹿市運動部活動指針を改定

- ・ 名称を「鈴鹿市部活動ガイドライン」に変更
- ・ 週休日及び休日は、部活動を実施しないことを明記
- ・ 参加できる大会・コンクール等について明記 等

令和 8 年 10 月

鈴鹿市教育委員会事務局
教育指導課